

たんの小史

## ふるさとと端野

22

### 私たちのまちの生いたち

(その5)

#### 仁頃の分村問題

野付牛町から端野・相内村の分村は、清々と事が運ばれたわけではありませんでした。大正九（一九二〇）年二月、端野・相内の分村を野付牛町会が建議し、前田駒治町長が網走支庁長と北海道長官に陳情して間もなく、町内の一部の方々、特に仁頃地区の方々から、「端野・相内と足並みを揃え仁頃も分村すべきである」という意見に加え、「仁頃の分村を延期するのであれば、端野・相内の分村も延期し、足並みを揃えるべきである」という意見が起こり、町内に騒然とした事態が生じました。

これに対し野付牛町役場は、六月一九日付で、二村（端野・相内）と三村（端野・相内・仁頃）分割の公文書を作成しています。（別記記載のとおり）

この公文書の決裁捺印欄を見ますと、三村分割の公文書は、町長と首席欄のみに押印され、二村の公文書には、町長、助役、首席、係員のすべての欄に押印されております。

この二通の公文書が、実際に網走支庁長に提出されたのかどうかについては不明であり、この仁頃分村問題が混乱を極め、その対応に町当局が右往左往していたことが伺えます。

このような状況のなか、前田町長は七月七日辞職し、この事態収拾は後任の鈴木浩気新町長が引き継ぎました。

鈴木町長は、この問題を協議するために仁頃地区の方々と協議会を開催し、その方向をまとめました。この協議会の協議録が残されており、別記に記載しましたので参照してください。

この協議書によりますと、仁頃地区の有志の方々は「仁頃の資力が充実して独立自営しうるまでは、端野・相内も含めた野付牛町のいっさいの分村に待ったをかけ、これを強調するため一月五日までに、仁頃地区住民の一人も漏れることなく署名押印をし、請願書を町長に提出すること」に決しました。

この協議に基づき、集落ごとにまとめられた「分村延期の請願書」四通が野付牛町役場に提出されました。（別記記載のとおり）

ところが、四通のうち三通は協議会での

決定どおりの文書でしたが、一通の請願書には、「母村分割ノ儀絶対ニ御見会セ相成」の一項が盛り込まれていませんでした。

また、上仁頃第一部（現在の富里地区）の方々は、前四通とは正反対の「端野・相内の分村建議は最も希望してきたものであり、直ちに実現を期待する。実現にあたっては、上仁頃第一部（富里）は相内村の管轄にしてほしい」という請願書が鈴木町長に提出されました。

以上のような流れにより、仁頃地区の方々の意見は、協議会の時のように足並みが揃わず、五集落のうち二つの集落が同意しない結果になりました。

このことについて、北見市史（昭和五六年発行下巻）に、次のように記載されています。

「・・・そのような中で、端野と相内を道連れに巻き込んで、仁頃が将来力を充実させるまで一切分村を延期させるという主張は、野付牛町の特に端野・相内住民のみならず、仁頃地区内部ですら孤立化したとみられるのである。

かくして仁頃住民は、端野と相内の分村には言及せず、相内分村を望みこれに帰属しようとする二〇号線以南の上仁頃富里集落民の態度を非難せず、仁頃地区が専ら「到底一村トシテ独立自営シ行クハ尚早ノ憾有

（裏面に続きます）

之候」といふ一点を重んじ、小学校や役場を賄う町村税や新村に必要な施設整備の負担が重くなる脅威を直接避けることに落ち着いていたのである。」

このようにして、仁頃分村問題は終止符を打ちました。

田中 誠

## 別記

### 二村と三村の分割内申公文書

#### その一 「三村分割」

親第一一〇号

大正九年六月十九日

野付牛町長 前田 駒治  
網走支庁長 関崎不二夫殿

町分割二付内申

本町ヲ別紙図面ノ通り分割シ更ニ相内端野仁頃三ヶ村ヲ新設相成候様御配慮相煩ハシ度尚右分割ニ付テハ単ニ相内又ハ端野若クハ両村ノミノ分割ニシテ仁頃若クハ他ノ一村ヲ後年ニ繰下ケラル、様ノ事有之候テハ町治上甚タ不都合有之ノ条右様ノ場合ニ於テハ何レノ村ヲ問ハス分割絶対ニ停止シ後年一斉ニ分割相成度此段特ニ御配慮ヲ得度候

追テ境界予定線モ頗ル考慮シ選定シタル者ニ有之ニ付変更ナキ様致度申添候也

#### その二 「二村分割」

親第一一〇号

大正九年六月十九日

野付牛町長 前田 駒治  
網走支庁長 関崎不二夫殿

町分割二付内申

本町ヲ別紙図面ノ通り分割シ更ニ相内端野両村ヲ新設致度候条御配慮相煩ハシ度別紙書類ニ括相添へ此段内申候也

#### 「野付牛仁頃分村問題ニ付協議会協議録」

町長ヨリ町分割仁頃村新村樹立ニ関シ從來ノ経緯ヲ陳述シ分割非分割ニ付確実ナル意見ヲ徴シタキ希望ヲ以テ諸君ヲ煩ハシタル旨ヲ述へ且ツ協議ノ上確定シタル意見ヲ述ヘラレ度旨ヲ述リ

川口長作氏ヨリ分村セラル、モ未タ独立シ得ル丈ケノ資力充分ナラサルヲ以テ本件分村セラル、暁ニハ単ニ端野相内両村ヲ分割スルモ差支ナシトノ誤論ヲ聞キタルコトアルモ町全体ノ上ヨリ達観スルトキハ一部ノ卑見ナルヲ以テ如此拙論ヲ立テス町全体ノ分割ハ仁頃村資力充実シ独立自営シ得ル迄非分割ヲ主張スルハ相当ナリト思ハル、ヲ以テ右ノ如ク決議シ之レカ実行方法ニ付テ協議シテハト諮ル

高木幸一氏只今川口氏ノ意見ニ基キ町長

ノ意見モアレハ請願書ヲ来月五日迄ニ取纏メ町長ニ提出スル事ニ決定シテハ如何ト諮ル右ニ関シ一人ノ異議者ナク請願書ヲ認メ捺印ヲシ来月五日迄ニ町長ニ提出スル事ニ決議ス

#### 分村延期之請願書

##### ① 分村延期之義請願

本年二月当町々會ニ於テ野付牛町ヲ分割シ端野相内両村樹立ノ義建議アリ理事者ニ於テハ之ヲ可納セラレ爾來是レカ実現ヲ計ラル、事ニ進行中ノ趣仄聞罷在候処今回更ニ仁頃村ヲモ分割シテ四ヶ町村新立ノ義ヲ取運ハシ居ル趣然ルニ我々住居シ居ル仁頃部落ハ面積広袤ナリト雖モ交通運輸ノ便少ナク小河沢川ニ沿ツテ農耕シ居ル為市街ヲ形成スル集団地ナク学校ノ如キ単級ノ者各所ニ散在シ農耕地ハ大農制ニシテ地主ハ他町村ニアリ貧弱ナル小作者ノミ居住シ居リ永住ノ目的ヲ以テ耕作シ居ル者極メテ尠ナク一朝他ニ好適ノ地ヲ得ルニ

於テハ直チニ去ツテ顧ミサルノ農民多数ニシテ到底一村トシテ独立自営シ行クハ未タ尚早ノ憾有之候条母町分割ノ義絶体ニ御見合セ相成我々部落民ノ資力充実シ得ル迄御延期相成候様致度部落民一同連署此段奉願候也

大正九年拾月參拾日

野付牛町字仁頃